

様式第三十七（第13条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
令和4年10月27日

2. 変更後の認定新事業活動実施者名
明和町商工会

3. 変更後の認定新事業活動計画の目標

明和町商工会では商工会法に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、これまでもプレミアム付商品券の発行を明和町の補助を受けて実施してきた。しかし一昨年より、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地区内における消費需要が低迷していることから、今年度も地域産業振興を図ることを目的としてプレミアム付商品券を発行することになった。また、長引くコロナ禍の影響に加え、物価の高騰や原油価格高騰の更なる打撃を緩和するために、プレミアム付商品券を追加発行して地域経済の活性化に繋げる。

4. 変更後の認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容（変更点には下線を記載。）

変更後	変更前
3. 新事業活動の内容 (2) 事業概要 ②商品券販売は令和4年9月1日を予定し、当会にて販売する。 <u>また、追加販売開始は令和4年10月30日を予定。追加発行時期は令和4年10月30日とする。</u> 購入者は商品券取り扱い事業所において利用することができる。使用期限を令和7年2月28日に定める。	3. 新事業活動の内容 (2) 事業概要 ②商品券販売は令和4年9月1日を予定し、当会にて販売する。購入者は商品券取り扱い事業所において利用することができる。使用期限を令和7年2月28日に定める。
5. 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達 プレミアム付商品券の販売額は40,000,000円と追加発行分40,000,000円を想定しており、商品券の販売分を商品券の換金に充当する。 <u>プレミアム分(8,000,000円と追加発行分8,00,000円)</u> については明和町より補助金の交付を受ける。また、プレミアム付商品券発行に係る必要な経費（商品券印刷費・消耗品費・雑費等）については、「明和町プレミアム付商品券発行管理運営業務委託」及び「 <u>令和4年度第2回明和町プレミアム付商品券発行管理運営業務委託</u> 」を契約しており、その委託事業費より支出する。	5. 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達 プレミアム付商品券の販売額は40,000,000円を想定しており、商品券の販売分を商品券の換金に充当する。プレミアム分（8,000,000円）については明和町より補助金の交付を受ける。また、プレミアム付商品券発行に係る必要な経費（商品券印刷費・消耗品費・雑費等）については、「明和町プレミアム付商品券発行管理運営業務委託」を契約しており、その委託事業費より支出する。
6. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合の当該規制の特例措置の内容 (2) 規制の趣旨に照らし、規制の特例措置の適用条件として講じる措置	6. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合の当該規制の特例措置の内容 (2) 規制の趣旨に照らし、規制の特例措置の適用条件として講じる措置

<p>③国又は地方公共団体からの業務委託費充当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付商品券の発行予定額：48,000,000円、追加発行分：48,000,000円 ・内、プレミアム部分の金額：8,000,000円、<u>追加発行分8,000,000円</u> ・<u>プレミアム部分の8,000,000円と追加発行分8,000,000円</u>については、明和町より補助金として交付を受ける。（補助率100%）なお、プレミアム付商品券発行に係る必要な経費（商品券印刷費、消耗品費、雑費）についても、明和町からの委託費にて支払う。 <p>④商品券に表示する事項</p> <p>ロ) 支払可能金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品券には支払可能金額を記載し、下記の枚数の発行を予定する。 ・金 500円 (500円×<u>(96,000枚+追加発行分96,000枚)=96,000,000円</u>) <p>ハ) 発行時期及び使用期間（又は期限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行時期：令和4年9月1日 <u>（追加発行時期：令和4年10月30日）</u> ・使用期間：令和7年2月28日 <p>⑥商品券の発行にあたって講じる措置</p> <p>ハ) 国又は地方公共団体への報告等</p> <p>本商品券発行事業については、明和町に事業計画を提出し、「明和町プレミアム付商品券発行管理運営業務委託」<u>及び「令和4年度第2回明和町プレミアム付商品券発行管理運営業務委託」</u>として契約締結した事業。また、商品券のプレミアム分について、明和町から補助金を受けているため、明和町補助金等に関する規則に則り、本事業については事業計画どおり進めることとし、年度末には明和町に対して事業報告書を提出し、必要に応じて調査を受ける。明和町より求められる事項がある場合は、当該求めに応じた必要な措置を講じる。</p>	<p>③国又は地方公共団体からの業務委託費充当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付商品券の発行予定額：48,000,000円 ・内、プレミアム部分の金額：8,000,000円 ・<u>プレミアム部分の8,000,000円</u>については、明和町より補助金として交付を受ける。（補助率100%）なお、プレミアム付商品券発行に係る必要な経費（商品券印刷費、消耗品費、雑費）についても、明和町からの委託費にて支払う。 <p>④商品券に表示する事項</p> <p>ロ) 支払可能金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品券には支払可能金額を記載し、下記の枚数の発行を予定する。 ・金 500円 (500円×96,000枚=48,000,000円) <p>ハ) 発行時期及び使用期間（又は期限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行時期：令和4年9月1日 ・使用期間：令和7年2月28日 <p>⑥商品券の発行にあたって講じる措置</p> <p>ハ) 国又は地方公共団体への報告等</p> <p>本商品券発行事業については、明和町に事業計画を提出し、「明和町プレミアム付商品券発行管理運営業務委託」として契約締結した事業。また、商品券のプレミアム分について、明和町から補助金を受けているため、明和町補助金等に関する規則に則り、本事業については事業計画どおり進めることとし、年度末には明和町に対して事業報告書を提出し、必要に応じて調査を受ける。明和町より求められる事項がある場合は、当該求めに応じた必要な措置を講じる。</p>
---	--

(2) 新事業活動を行う場所の住所
群馬県邑楽郡明和町

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
当該規制の特例を活用するに際しては「産業競争力強化法施行令第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令（平成二十七年内閣府・経済産業省令第一号）」に規定された以下の要件を満たすことが必要となる。

① 直近の三事業年度の各事業年度において、当該事業年度の収支決算書に計上された収入額の決算額の合計額が支出額の決算額の合計額以上であること。

- ② 直近の三事業年度の各事業年度において、貸借対照表の正味財産の部に計上された積立金の合計額が、次のいずれかに掲げる額以上の額であること。
イ 当該事業年度において会員及び役員から受け入れた会費の額の合計額
ロ 当該事業年度の事業収入の額の百分の三十に相当する額
- ③ 直近の事業年度において、貸借対照表上の有形固定資産の額を超える借入金が存在しないこと。
- ④ 資金決済に関する法律第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段に、次に掲げる事項が表示されていること。
イ 発行する者の名称
ロ 代価の弁済に充てることができる金額
ハ 使用することができる期間又は期限
ニ 発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる事務所の所在地及び連絡先
ホ 使用することができる施設又は場所の範囲
ヘ 利用上の必要な注意
ト 利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面が存する場合には、その旨。
- ⑤ 資金決済法第二章の規定の適用を受けないことについて、その周知が図られていること。
- ⑥ 支払可能金額と発行する際に対価として受け取る金額の差額のうち二分の一以上に相当する額（要補助金額）を補填するものとして、国又は一の地方公共団体からの補助金が充当されていること。
なお、国及び一若しくは二以上の地方公共団体又は二以上の地方公共団体からそれぞれ要補助金額に満たない補助金の交付を受ける場合であって、当該補助金の合計額が要補助金額を満たすときは、当該国又は地方公共団体が、産業競争力強化法第九条第一項に規定する新事業活動計画の検査及び監督に係るそれぞれの役割分担及び責任の所在を明確化する場合に限り、本号の要件を満たすものとみなす。
- ⑦ 発行に当たり、次に掲げる措置を講ずること。
イ 情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の安全管理のために必要な措置を講ずること。
ロ 経理については、その他の経理と区分し、別に特別の勘定を設けて整理すること及びその他の経理と相互流用しないこと。
ハ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条又は地方公共団体の条例若しくは規則の規定で同条の規定に相当するものに基づく検査その他の措置に関して、補助金を交付した国又は地方公共団体に対する産業競争力強化法第二条第四項に規定する新事業活動の遂行の状況等の報告を行うこと及び当該国又は地方公共団体による検査その他必要な措置を受けること。
ニ イからハまでに掲げる措置を講じないときは、直ちに、発行を停止し、その払戻しその他の利用者の保護を図るための必要な措置を講ずること。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期 令和4年9月1日から令和7年3月31日